

「水銀に関する水俣条約」 の最近の動向について

平成28年4月25日
環境省環境保健部
環境保健企画管理課水銀対策推進室

水銀に関する水俣条約について

- 水銀に関する水俣条約は、50か国目の締結の日の後90日目に効力が発生。
- 平成28年4月14日時点で25か国が締結済。
- 我が国は平成28年2月2日に条約を締結し、23か国目の締約国となつた。

＜締約国一覧＞

米国、ジブチ、ガボン、ガイアナ、モナコ、ウルグアイ、ギニア、ニカラグア、レソト、セーシェル、アラブ首長国連邦、マダガスカル、モーリタニア、モンゴル、サモア、パナマ、チャド、メキシコ、ヨルダン、クエート、ペルー、ボリビア、日本、セネガル、ザンビア（締結順）

水銀に関する水俣条約政府間交渉委員会 第7回会合(INC7)の結果について

- 平成28年3月10日(木)から15日(火)まで、ヨルダンにおいて「水銀に関する水俣条約政府間交渉委員会第7回会合」(INC7)が開催。我が国からは、外務省、環境省及び経済産業省で構成される政府代表団が出席。
- 会合では、平成25年10月に開催された水俣条約外交会議で採択された決議に基づいて議題が設定。締約国会議第1回会合(COP1)において採択されるべき事項等、上記決議において付された優先順位に基づき議論が行われた。
- 会合期間中、環境省は日本の水銀対策等に関するブース展示を行った。



日本のブースで水俣の中学生に向けたメッセージを残すINC議長

2

INC7の結果について②

条約に基づく手引きの策定等に係る議論が行われた。主な事項は以下のとおり。

第3条水銀の供給源及び貿易

- 水銀の輸出入に關し、輸入国の事前の同意に係るフォーマットの使用方法などを示す手引を、COP1での採択を前提に仮採択。
- 50トンを超える量の水銀又は水銀化合物の個別の在庫、及び年間10トンを超える量の在庫を発生させる水銀の供給源を特定する方法等に係る手引を、COP1での採択を前提に仮採択。

第8条排出

- 水銀の大気排出に関するBAT/BEPの手引に關し、一部の国から手引の位置付けに関する懸念*が示され、手引と条約上の義務の差異を明確化するための修正を行った上で、暫定版として採択。

*BATが国情により異なるため手引きに示された技術に限定されるべきでないこと

3

INC7の結果について③

第10条水銀廃棄物以外の水銀の環境上適正な暫定的保管

- 環境上適正な暫定的保管に関し、指針策定に当たってのロードマップが採択。今後、各国等が推薦する専門家の協力を得つつ、条約暫定事務局が指針案を作成予定。

第13条資金及び資金供与の制度

- 地球環境ファシリティ(GEF)の信託基金等について議論がなされ、GEFの支援を得ることができる活動の種類を示す一覧表等をGEF評議会に送付することを決定。

第22条有効性の評価

- 我が国と米国が共同提出した水銀モニタリングと有効性評価に関する提案案等を踏まえ議論が行われ、今後COP1までの会期間に暫定事務局が関連する情報を取りまとめ、その結果をCOP1に報告することになった。

